

陳 情 文 書 表

- 1 件 名 今、国会で審議されている新たな安全保障関連法案「平和安全法制」について
- 2 受理年月日 平成27年6月1日
- 3 受理番号 第 1 号
- 4 陳 情 者 加西市坂本町698番地の1
小谷安富

5 陳情の要旨
＜陳情項目＞

地方自治法第99条に基づき、大至急に「平和安全法制」を国会で十分審議し、法律にする、賛成の意見書を国会（衆議員議長）に提出すること。

＜陳情理由＞

平和安全法制の整備は、国民の命と平和な暮らしを守る大切な法律である。「スキのない構え」で抑止力を高める。戦争に巻き込まれることも、徴兵制も決してない。

日本国民の命と平和な暮らしを守ることは、最も重要な政治の責任である。

残念ながら、最近の日本を取り巻く情勢は、とても安全だとは言えなくなっている。私たち日本の安全を守っていくためには、アメリカとの同盟関係を強化しながら、周辺国だけでなく、世界中の友好国と信頼関係を深める外交努力が何よりも重要である。

その上で、万が一の事態、例えば、周辺国からのミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして、海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるような「スキのない構え」で国民を守っていかなければならない。いつ起こるか分からない自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができる。そのために色々な法律を見直してきちんと整えておくことが、今回の法律改正の目的である。

もうひとつは、より積極的に国際貢献を行うことができるようにすることである。どの国も自分たちだけで安全を守ることはできない。同盟国や友好国など国際社会との協力が必要である。そのためには、日本自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する、信頼されるメンバーでなくてはならない。人道的な国際貢献の活動の幅を拓けながら、国際社会の平和と安全の確保のために汗を流している他国の軍隊の後方支援も迅速に行えるようにしなければならない。

日本は、他の国のように武力を使うことはできない。自分たちを守るときに極

めて限定的に武力を使うことが許されている。今後も戦争はしないし、徴兵制になるようなことも絶対ない。

大切な法律だからこそ、国会の審議を十分行い国民に開かれた議論と丁寧な説明が必要だと考えている。

6 付託委員会 総務委員会



陳情書



平成27年6月1日

加西市議会議員

陳情者

住所

兵庫県加西市坂本町698番地の1

氏名

小谷安富



件名 今国会で審議されている、新たに
安全保障関連法案「平和安全法制」について
(別紙)

陳情項目

- 1 地方自治法第99条に基づき、大至急に「平和安全法制」を国会で十分審議し、法律にする、賛成の意見書を国会(衆議員議長)に提出すること。

陳情の理由・経緯等

別紙

陳情理由

平和安全法制の整備は、国民の命と平和な暮らしを守る大切な法律です。
「スキのない構え」で抑圧力を高めます。
戦争に巻き込まれることも、徴兵制も決してありません。

日本国民の命と平和な暮らしを守ることは、最も重要な政治の責任です。

残念ながら、最近の日本を取り巻く情勢は、とても安全だとは言えなくなっています。私たち日本の安全を守っていくためには、アメリカとの同盟関係を強化しながら、周辺国だけでなく、世界中の友好国と信頼関係を深める外交努力が何よりも重要です。

その上で、万が一の事態、例えば、周辺国からのミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして、海外で危機に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態に対応できるように「スキのない構え」で国民を守っていかねければなりません。いつ起こるか分からない自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができます。そのために色々な法律を見直しきちんと整えておくことが、今回の法律改正の目的です。

もうひとつは、より積極的に国際貢献を行うことができるようにすることです。どの国も自分たちだけで安全を守ることができません。同盟国や友好国など国際社会との協力が重要です。そのためには、日本自身が国際社会の平和と繁栄に積極的に貢献する、信頼されるメンバーでなくてはなりません。人道的な国際貢献の活動の幅を拡げながら、国際社会の平和と安全の確保のために汗を流している他国の軍隊の後方支援も迅速に行えるようにしなければなりません。

日本は、他の国のように武力を使うことはできません。自分たちを守るとして、極めて限定的に武力を使うことが許されています。今後も戦争はしませんし、徴兵制になるようなことも絶対ありません。

私は、大切な法律だからこそ、国会の審議を十分行い国民に開かれに議論と丁寧な説明が必要だと考えています。

平和安全法制

1. 自衛隊法
2. 国際平和協力法（PKO協力法）
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更
重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
4. 船舶検査活動法
重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律
5. 事態対処法
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の
安全の確保に関する法律
6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更
武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が
国が実施する措置に関する法律
7. 特定公共施設利用法
武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
8. 海上輸送規制法
武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律
9. 捕虜取扱い法
武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律
10. 国家安全保障会議設置法